

I. 事実の概要

5 タクシー運転手である甲は、令和元年8月28日午前0時30分頃、AとBを同乗させて普通乗用自動車であるタクシーを運転し、指定最高速度が時速30kmの道路上を走行していたが、対面信号機が黄色点滅を表示し、かつ左右の見通しのきかない交差点にさしかかった際に、減速・徐行せずに時速30~40kmの速度で同交差点に進入し、交差道路上を左から進行してきたX運転の普通乗用自動車と衝突した。結果として、Aは脳挫傷によって死亡し、Bは加療2週間を要する怪我を負った。

10 なお、Xは酒気を帯びており、指定最高速度が時速30kmの交差道路上を時速100kmで走行し、足元に落とした携帯電話を拾うために前方を注視せずに走行し、対面信号機が赤色灯火の点滅を表示しているにもかかわらず、そのまま交差点に進入してきたものであった。

甲の罪責を検討せよ。

15

II. 問題の所在

本件において、甲はXの暴走気味の運転による自動車の侵入を予見できていない。たとえ、予見していたとしても、過失犯の成立における予見の対象と予見可能性ほどの程度必要であるかが問題となる。

20

III. 学説の状況

A説(旧過失論)

予見可能性が過失犯の責任を基礎づける要素であるとする見解。

25 B説(修正旧過失論)¹

過失を予見可能性及び回避可能性に求めながら、構成要件該当性及び違法性における過失行為につき、結果発生の実質的で許されない危険を持った行為²に限定する見解。

C説(新過失論)

30 過失の実体を予見可能性ではなく、結果回避義務違反に求める見解。

そして、その予見可能性の内容について次のように見解が分かれている。

C-1説(具体的予見可能性説)³

35 予見可能性の対象を抽象的な結果では足りず、具体的な特定の構成要件的结果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分とする見解。

¹ 平野龍一『刑法総論I』(有斐閣,1972年)193頁以下。

² ここでの過失行為の持つ危険性とは結果の客観的予見可能性を意味するものとされる。

³ 西田典之『刑法総論[第二版]』(弘文堂,2013年)247頁。

C-2 説(折衷説)⁴

予見可能性の対象を具体的な結果と因果経過に関しては法的に符合する限りでの因果経過の認識で足りるとする見解。

5

C-3 説(危惧感説)⁵

予見可能性をその種の結果の発生があり得るとして、具体的に危惧感を抱く程度のものであれば足りるとする見解。

10 IV. 判例(裁判例)

最高裁平成元年3月14日第二小法廷決定。判例時報1317号151頁。

[事実の概要]

被告人は、最高速度が時速30kmに指定されている道路を時速約65kmの高速で、業務として普通貨物自動車(軽四輪)を進行させていた。その運転中、対向車両を認めて狼狽し、ハンドルを左に急転把したため、道路左側のガードレールに衝突しそうになり、慌てて右側にハンドルを急転把し、自車の走行の自由を失わせて暴走させて、道路左側に設置してある信号柱に自車左側後部荷台を激突させた。その衝撃により、後部荷台に同乗していたA・B両名を死亡させるに至らせ、さらに助手席に同乗していたCに対して全治2週間の障害を負わせた(なお、A、B、Cは被告人の友人で、事故当夜、いずれも行動を共にしていた)。しかし、被告人が自車後部荷台にA・B両名が乗車している事実を認識しているとは認定できなかった。

[判旨]

「被告人において、右のような無謀ともいふべき自動車運転をすれば人の支障を伴ういかなる事故を惹起するかもしれないということは、当然認識し得たものといふべきであるから、たとえ被告人が自車の後部荷台に前期両名が乗車している事実を認識していなかったとしても、右両名に関する業務上過失致死罪の成立を妨げないと解するべきであり、これと同旨の原判断は正当である。」

[引用の趣旨]

本判決は過失犯の成立要件の特に結果に対する予見可能性について判断を行っており、本事例を検討するにあたって、参考になると考えたため。

30

V. 学説の検討

A 説(旧過失論)について

犯罪とされる行為そのものが社会的に有害なもの、すなわち無価値なものでなければならず、単に法益侵害の結果が発生しただけでは刑法的避難を義務付けることはできないと解すべきである。しかし、本説によると、例えば許された危険の事例において、予見義務違反のみを要件としてしまうと、行為者がより大きな他の法益を保全するために取った回避行動をとった

35

⁴ 山口厚『刑法総論[第三版]』(有斐閣, 2016年)235頁。

⁵ 森永ドライミルク事件 徳島地判昭和48年11月28日。

場合でもその行為が全く考慮されず、起こった法益侵害結果が構成要件に該当し違法性を有するものであるとされてしまう点で妥当ではない。よって検察側は A 説を採用しない。

B 説(修正旧過失論)について

- 5 この説は過失を責任の形式ないし種類であるとしながら、客観的構成要件要素で考慮すべき行為について検討しており、構成要件論と責任論を混同しており刑法の体系を無視している。よって検察側は B 説を採用しない。

C-1 説(具体的予見可能性説)について

- 10 故意と過失が構成要件の主観的要素とされているのは、その心理状態で行為に出ると、反規範的意思活動として違法性および責任において当罰性があるとされているからである。そうだとすれば、故意における認識の範囲および過失における予見可能性の範囲は、同列の問題として考える。したがって、故意における犯罪事実の認識対象と過失において認識・予見すべき対象は共通でなければならない。これより具体的な現実の因果経過の認識・予見可能性は、故意に
- 15 おいても現実の因果経過の認識・予見が要求されていないわけであるから不要と解すべきと考える。したがって、因果関係の基本部分に対して予見を要求することは妥当ではない。よって、検察は C-1 説を採用しない。

C-3 説(危惧感説)について

- 20 この説の場合、危惧感さえあれば過失犯の罪責を問うことができてしまい、例えば、危惧感のみで結果を予見することが事実上不可能であった場合にも処罰される。これは処罰範囲を不当に広げてしまう恐れがあり妥当ではない。また、本説をとった場合、過失責任が結果責任に限りなく近づいてしまうおそれがあるといえ、責任主義に反する。よって、検察側は C-3 説を採用しない。

25

C-2 説(折衷説)について

先述のように、故意における認識の範囲および過失における予見可能性の範囲は、同列の問題として考えられなければならない。したがって、構成要件的结果の具体的予見可能性をもって要件と解することで足りる。よって、検察側は C-2 説を採用する。

30

VI. 本問の検討

1. 甲が運転する自動車を X 運転の自動車に衝突させ、甲運転のタクシーに乗車する A を死亡させた行為につき、業務上過失致死罪(刑法(以下略)211 条)、B を負傷させた行為につき、業務上過失致傷罪(211 条)が成立しないか。
- 35 2.(1) 「業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為であって、生命・身体に危険を及ぼす恐れのあるものをいう。

甲はタクシー運転手という社会生活上の地位に基づき反復継続して運転行為をし、また、自動車の運転には事故の可能性を常にはらんでおり、道路交通に関与する者一般に危険を及ぼす

恐れのある行為である。したがって、タクシーを運転することは「業務」にあたる。

(2) 「必要な注意を怠」ったといえるか否かは予見可能性を前提とした結果回避義務違反が認められるか否かで判断する。また、予見可能性の対象は特定の構成要件の結果発生について具体的な予見可能性を必要とする。

- 5 ア. 本件事故の態様について、対面信号機が黄色点滅で、かつ、見通しも悪い中、指定速度を
超え減速・徐行せずに交差点に進入したが、かかる態様の行為は侵入してきた対向車を避ける
ことが難しく、ひいては同乗者並びに道路交通に関与する者一般に危険を及ぼす行為である。
このような事故を回避するためには、制限速度を遵守し、交差点を通過するには徐行し安全確
10 認するという結果回避措置をとる必要があった(道路交通法 42 条参照)。また、このような状況
下では、対向車が来ても衝突を回避できず、その結果、甲が運転するタクシーの乗車客 A、B
を死亡または負傷させることにつき具体的に予見することが可能であったといえる。
イ. では、結果回避可能性があったといえるか。この中身として上記結果回避措置が事前に履
行可能だったこと及びかかる行為によって現実に結果を回避できたことが認められれば肯定さ
れる。本件では、前者は当然に認められるが、後者が認められるか問題となる。
- 15 ウ. 確かに、衝突した相手車を運転する X の行為については、酒気を帯びており、且つ前方不
注意、安全速度違反等の安全運転義務違反に該当する危険な行為である。しかし、甲が制限速
度を遵守し、交差点を通過する際に徐行し安全確認を怠らなければ、衝突を防ぐ事が可能であ
ったと言える。

したがって、結果回避可能性が認められる。

- 20 (ア) もっとも、本件では上記の通り X の不適切な行為が存在するが、相手方が適切な行動を
とることを信頼するのが社会的に見て不相当とは言えない場合にまで行為者に結果回避義務を
課すことは妥当ではない。すなわち、信頼の原則より甲の結果回避義務が否定されないか。
(イ) ①他者への信頼が成り立っているという社会状況が抽象的に認められる形成されてお
り、また、②具体的に当該状況において行為者の信頼が存在しており、かつ、③当該状況にお
25 いて右信頼が相当といえる場合には、信頼の原則より結果回避義務を課すべきではない。
(ウ) 本件事故状況は、対面信号機が黄色点滅を表示し、かつ左右の見通しのきかない交差点
での衝突であったが、このような状況では、相手方の車が侵入してくることも十分有り得、甲
が他人の適切な行動を期待していたとしても、これは相当な信頼とはいえない(③不足)。
(エ) したがって、信頼の原則は適用されない。
- 30 エ. よって、甲に結果回避義務違反が認められ、「必要な注意を怠」ったといえる。
(3) そして、かかる過失と A の死亡結果、B の傷害結果との間に因果関係も認められる。
3. 以上より、甲の本件行為につき、A に対する業務上過失致死罪、B に対する業務上過失致傷
罪が成立し、両者は観念的競合(54 条 1 項前段)となる。

35 VII. 結論

甲において、A に対する業務上過失致死罪、B に対する業務上過失致傷罪が成立し、両者は
観念的競合(54 条 1 項前段)となる。

以上